

あなたの事業所も 狙われています

消火器点検商法

被害に
あわないために

被害急増

¥

消火薬剤の詰替えが必要だと言って、
作業を開始し、予想以上の金額を請求
します。

**作業前に必ず
金額を確認する**



電話連絡を入れて、契約業者であるかのよ
うに装ったりします。

**電話アポに
すぐ承諾しない**



作業確認書と偽って署名・押印を求めます。
解約を申し出ても、契約書のサインを盾に
解約に応じません。

**安易に
署名・押印をしない**

もし、不審に思ったら・・・ハッキリと点検を拒否する

居座ったり、脅迫的な言動に出た時は警察に通報を。

京都市消防局

最近,こんなトラブルがありました。



〈私のお金を返して!〉

個人経営の小さな事業所に、午前中の忙しい時間に突然「昼から消火器の点検に伺いますのでよろしくお願ひします。」との電話があった。すでに契約している業者と思ひ了承した。

電話のとおり、昼から業者がやってきて、作業を開始した。20分程で「終了しました。」と言ってその場で料金を請求した。たまたまお金を持っていたので、少し不審に思ったが料金を支払った。業者が帰ってから、領収書を見ると市販の領収書にゴム印が押されており、会社名、住所等不鮮明なものであり、点検も実施されたかどうかわからなかった。



〈きっぱり断りました。〉

工場の受付に「消火器の点検に来た。」という業者(男女3名)が訪れましたが、対応した職員は、かねてから消火器の不適正点検について上司から聞かされていて、出入りの業者かどうか確認しようと身分証明書の提示を求めました。業者が差し出した名刺に書かれた会社名は、出入りの点検業者ではなかったため、「あなた方に消火器の点検をしてもらうつもりはない。」と、きっぱり断りました。

業者は、一時すごむ態度を見せましたが結局渋々帰って行きました。



〈裁判で勝ちました。〉

車販売・修理会社の事務所に「いつもお世話になります。消火器の充填の期日が過ぎていきますので、こちらから伺います。」と出入りの取引業者を装って電話してきた。対応した従業員は、取引業者と思ひ了承した。数日後、業者(男性2名)が事務所に来て消火器を運び出しました。業者は、いつもの取引業者ではないことを告げずにサインを求めてきました。取引業者であると思ひサインしましたが、請求金額が高額だったのでいつもの取引業者でないと気付き契約の解除を求めましたが、応じてもらえなかったため弁護士に相談し提訴しました。裁判で、これは詐欺に該当するとして消火器の返還又は相当額の支払いを受けるという判決を受けました。

(大阪高等裁判所 平成15年7月30日判決 平成15年(ネ)第1055号 動産引渡等請求控訴事件)

*事業所でも、クーリングオフが効く場合があります。

消火器などの消防用設備等の点検や、設置・維持に関する相談、お問い合わせは、**お近くの消防署**へお尋ねください。

名称	所在地	電話番号
□北消防署	北区紫竹下緑町87	491-4148
□上京消防署	上京区釜座通下立売下る東裏辻町398	431-1371
□左京消防署	左京区田中西大久保町36	723-0119
□中京消防署	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	841-6333
□東山消防署	東山区清水五丁目130-8	541-0191
□山科消防署	山科区西野今屋敷町2-10	592-9755
□下京消防署	下京区新町通七条下る東塩小路町590-15	361-4411
□南消防署	南区西九条管田町4-1	681-0711
□右京消防署	右京区太秦蜂岡町36	871-0119
□西京消防署	西京区椋原佃19	392-6071
□伏見消防署	伏見区竹田七瀬川町9-1	641-5355
□醍醐消防分署	伏見区醍醐大構町28	571-0474

